

#### 4 「幕末農村社会における金融・土地移動の構造ー上塩尻町の奥印帳分析を中心に」

長野経済短期大学 山内 太

近來の研究においては、一方で、近世社会は非常に商品経済が発展していた時代であった、という指摘が為されている。しかしながら他方で、農村の土地所有・土地移動に関しては、「共同体」的所持の原理が存在していた、とも指摘されている。そこで本報告においては、幕末期に、農村における資金融通や土地移動契約における当事者間の関係を分析することを通じて、近世社会において、このような契約が結ばれ、円滑に履行されるためには何が必要であったのか、を明らかにしたい。

具体的には、信濃国小県郡上塩尻村における、天保期の奥印帳に記載された「質入れ証文・質流れ証文・借用証文」を分析する。

まず質入れ証文であるが、その「質入れ」した土地は、大部分質置人方へ高入れされ、年貢・諸役を質置人が負担することになっていた。従って、質高帳には、土地移動が記載されることになった。それ故質高帳を見ただけでは、この時点で土地移動（売買）が行われたように見える。しかしながら質入れ証文には、請け戻し規定が明記されている。つまり期限内に資金が調達できれば、土地を請け戻すことが出来るわけである。つまり土地を買い戻す「権利」が付随していたのである。従ってこの土地移動（売買）は、土地の年季売りと考えることができる。一方で、質入人からすれば、土地を担保に差し出し、資金を借り受ける、「土地抵当金融」であったともいえる。つまり「質入れ」は、この両者が融合した形態であった、と考えることができる。

次に、この質入れ証文や借用証文に關係していた当事者達を検討したい。資金融通や土地移動が、同族内において行われている例が多数存在してはいたが、しかし同時に、土地が同族外へ移動する、あるいは移動する可能性のある契約の方が多かった。またこの契約においては、質置人（貸し手）と質入人（借り手）の他に、請人という人物が署名している。請人は、外部からこの契約について意義が申し立てられた場合、質入人（借り手）と共に、紛争処理、問題解決にあたることが義務づけられていた。この請人には、質入人あるいは質置人の同族が立てられることが多かった。この請人の存在、あるいはこれに同族が充てられるのは何故であろうか。そもそも近世農村社会においては、農家の土地「所有権」を、制度的に保証するものではなく、せいぜい村落内部の慣習的保証や当事者間の確認によるものでしかなかった。また、契約においても、その円滑な履行を保証してくれる制度は存在せず、問題が生じたときには、その紛争処理を当事者間で行わねばならなかつた。そのため、この近世社会の「制度的未整備」の故に、村落内の同族によって、この「所有権」の確認や契約の円滑な履行が補完されていたと考えられる。

結局、近世末期における、「質入」に伴う資金融通は、土地の年季売と土地抵当金融が融合して行われる形を取っていた。しかしこの資金融通・土地移動を制度的に保証するものは存在していなかった。それ故、このような近世社会において、「所有権」や「資金融通・土地移動」契約を保証するものとして、同族関係が利用されていた。相互に密接な関係を保っていた同族を契約相手、あるいは請人に立てることによって、証文の有効性を確保しようとしていたのではないだろうか。つまり、近代的土地「所有権」や契約関係の国家による制度的保証が存在していなかった幕末近世農村社会においては、「同族」が、それに代わって「所有権」や契約関係に保証を与えていた、と考えができるのである。